

鳥労発基 0511 第 3 号
令和 8 年 5 月 11 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

日頃より労働安全衛生行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 86 号）が令和 8 年 4 月 28 日に公布され、令和 8 年 8 月 1 日から施行されることとなったところです（常時 50 人以上の規模の事業場について、産業医の選任に加え、辞任、解任又は退任があった場合にも所轄労働基準監督署長へ報告を求めるものです。）。

今般、その改正の内容等について、別添のとおり、令和 8 年 4 月 28 日付け基発 0428 第 4 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましても御承知の上、同封のリーフレットを活用いただく等により、傘下会員等の関係事業者に対して周知を図っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

参考 同封のリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードが可能ですのでご活用ください。

リーフレット「産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001480782.pdf>)

